

# 伊藤マンション管理士事務所通信

2019年(平成31年)1月25日  
第00064号(隔月発行)

編集／発行者：伊藤マンション管理士事務所  
住所：神奈川県相模原市南区旭町15-33-710  
電話：042-851-5056  
URL: <https://www.ito-mankan.com/>

# 改正個人情報保護法に対応

公益財団法人マンション管理センターは1月14日、「マンション管理組合に適用される個人情報保護法と管理組合で作成する名簿の取扱いに関する細則(改正個人情報保護法を踏まえ改定)」を発行した。2017年5月の改正個人情報保護法全面施行に伴い、14年12月に発行した『マンション管理組合で作成する名簿』に取扱いに関する細則(改正個人情報保護法を踏まえ改定)を改定した。

組合員名簿では、改定前は「管理に当たる立場だつた理事長について、「名簿の取り扱いに関する責任者」と明記された。新たに「提供情報記録」「組合員名簿の取り扱いの委託」に関する条文を設けていた。

横浜市の神奈川県弁護士会館で開かれた第1回全国マンション問題研究会での報告事例。

10月20・21日、入居から約2年後天井裏から漏水が発覚したため、管理組合は同年8～9月、屋上防水などを実施。だが、この年の10月には天井や柱付近の床に漏水の染みが発覚。同年8～9月にも漏水が発生し、補修が行われたが、床の漏水は続いた。

漏水で専有部分を使いきなかつたとして漏水を解決しないため、住戸を使用できなかつたとして区分所有者から譲渡を受けた債務不履行・民一連の漏水について管理組合が修復費用を払い、修復に充てないときは返還する内容の合意をした。

月半後にまた床の漏水が発生。外壁等に水の存在があること、が確認されたため、修理した。賃借人は同年1月、「管理組合がその責任と負担で共用部分を管理する」と定めた結果、散水試験を実施した結果、サッジの経年劣化などを原因とする浸水が確認され、

その上で、最初に判決は、管理規約の規定から「共用部分から専有部分への漏水で専有部分の使用に支障が生じたときは、漏水の程度に応

度重なる漏水発生で

管連組合の債務不履行責任追及

## 業者の「選任監督上の過失」に限定

# 改定版発行

同センターは「組合が名簿作成に当たる条文を加えるなどの変更を施していきる。個人情報保護法上、個人情報取り扱い規程」も参考資料として添付した。

部員の「個人情報保護規程」も参考資料として添付した。税込み定価108円。登録管理組合などは970円。A4版。89ページ。問合せは出版部(03-3222-5355まで。(マンション管理新聞1092号))。

名簿細則モデルも交換

## マンション管理センター

用可能者を「理事長とその許可を受けた者」三者利用の制限に関する。

「漏水で被った使用料相当額等の損害賠償を求める余地がある」と指摘した。ただ管理組合が事前に漏水を予測した後遅滞なく調査や補修工事を行うなどして漏水を止めた場合は「公用部分に瑕疵がある」ということはできず、損害賠償義務を負うことはない」と述べた。その上で、最初に判明した天井の漏水は、補修後4年は再発しないといいとし、管理組合の「的確な対処がされており、債務不履行責任は生じない」と判断した。

# 資料収入・管理組合に帰属 東京高裁

10/31

## 携帯基地局の設置に伴う課税措置に異議

## 組合側の控訴を棄却

携帯基地局設置による賃料収入を収益事業だと認定し、管理組合に課税したのは誤りだとして金沢市の管理組合が国を相手に課税処分の取り消しを求めた裁判の控訴審判決が10月31日、東京高裁で言い渡された。秋吉仁美裁判長は、「賃料収入は法人税法上の『法人とみなされる人格のない社団等』に帰属する収益と評価し得る」などとして、管理組合の請求を棄却した。

裁判で管理組合は一所有者ではなく管理組合で課税するのなら、管理組合ではなく各区分所有者に課税すべき」と主張した。控訴審では、「審同様、共用部分や敷地等の所有権が個々の区分所有者に帰属している」として「管理組合が区分所有者の指

貫して「課税するのなら、管理組合ではなく各区分所有者に課税すべき」と主張した。控訴審では、「審同様、共用部分や敷地等の所有権が個々の区分所有者に帰属している。それによって課税するのなら、管理組合ではなく各区分所有者の指

以上、そこから発生する収益は各区分所有者の収入・支出の管理が持ち分に応じて收受組合には一度も帰属しない」と言及。これらの主張に対

信会社と管理組合が結んだ賃貸借契約は、「各区分所有者が主体となつて管理組合を代理人として結んだもの」だとし、総会決議の名で締結したものが「各区分所有者の全員が委任の内容を区分しているだけで、承認されたもの」と述べた。賃料収入は各区分所

（前ページのつづき）  
二審・東京高裁判決は、一审同様管理組合の債務不履行に

依頼するの個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・

（前ページのつづき）  
依頼するの個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・

（前ページのつづき）  
依頼するの個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・

も管理規約に基づき、個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・

（前ページのつづき）  
依頼するの個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・

（前ページのつづき）  
依頼するの個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・

（前ページのつづき）  
依頼するの個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・

（前ページのつづき）  
依頼するの個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・

（前ページのつづき）  
依頼するの個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・

## 業者を「履行代行者」認定 判決の影響大きい

（前ページのつづき）  
依頼するの個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・

（前ページのつづき）  
依頼するの個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・

（前ページのつづき）  
依頼するの個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・

（前ページのつづき）  
依頼するの個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・

（前ページのつづき）  
依頼するの個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・

（前ページのつづき）  
依頼するの個人財産とは異なるが、こうした依頼をするが、「総会における団体的承認を受けながら、この点については、賃料が「管理組合に滞留することを規約・